

www.pwc.co.uk/budget

2011 年度英国税制改正案

2011 年 3 月 23 日

pwc

2011 年度英国税制改正案

概要

財務相は経済成長に向けた計画を発表しました。事業投資と景気回復を一段と促進するための税制度の創設に向けて、重要な対応策を講じました。現在諮問中の検討事項をさらに具体化することに加え、標準法人税率の一段の引き下げは予想外の朗報でしたが、銀行、石油、ガス部門における実質的な増税は、あまり歓迎されていません。予想されていたエンタープライズ・ゾーンの再導入、さらに投資奨励措置の改正および起業家向け控除は、新規事業および成長企業の支援を大幅に推進するものと期待されます。輸出の促進ならびに高度技能を有する柔軟な労働力の創出という成長へ向けた他の2つの包括的目標に対する具体的奨励策はそれほど見られません。

また、いくつかの大胆かつ予想外の動きも発表され、の中には慈善団体への贈与に係る相続税の大幅な救済措置、さらに燃料に対しては、予想された増税ではなくむしろ減税となりました。同様に、大方の予想通り所得税と社会保険制度との一本化へ向けた審議を開始するという決定は歓迎されました。しかし、これは全産業界にわたり重大な影響を及ぼすため、慎重な検討が要求されます。

OTS (Office of Tax Simplification) による検討の結果撤廃される特定の救済措置と同様、当予算案の中で現行のあるいは提案されている幅広い法令の見直しが行われ、これにより例外的措置が撤廃され、ビジネス界へ与える税制の影響が軽減されることになるでしょう。これは歓迎されるべきことです。

経済見通しおよび財政

予算案は財政的には中立となっています。つまり歳入と歳出の均衡がほぼとれています。この財政的中立の立場は、多額の財政赤字並びに世界的な経済見通しが不透明であることを考慮に入れると、妥当なものであると考えられます。しかし、景気回復が失速する兆候が現れた場合には、今年度後半に当計画を見直す必要に迫られるものと思われる。

OBR (Office for Budget Responsibility) は、2011年の経済成長率の見通しを2010年11月に発表された2.1%から1.7%へ下方修正しました。それとは逆に、中期経済成長率見通しは、2014年、2015年の2.8%から2.9%へと僅かに引き上げられました。

弊事務所の分析によると、2011年から2014年にかけては、消費者心理の悪化、今後の財政削減の実施（現在はまだほとんど始まっていない）、さらに国際的な経済見通しに不安材料となっている国際商品相場の上昇、日本が最近直面する問題、中東情勢等により成長率が毎年さらに鈍化すると予想しています。

OBRによる2010/11年度の公共部門の正味借入は1,490億ポンドから1,460億ポンドへと僅かに下方修正されましたが、2014/15年度の予想は460億ポンドと僅かに上方修正（2010年11月の予測は350億ポンド）されました。

私共の分析では、景気回復の一段の鈍化により公共部門借入の減少はさらに時間を要し、2014/15年度に約530億ポンドとなり、今後4年間における累積借入額は主要シナリオにおいて、OBRの新たな見通しより約200億ポンドほど多くなっています。

小規模企業に対する規制緩和等のいくつかの具体的対策は歓迎されています。しかし、緊縮した財政状況により、経済への実質的に大規模な資金投入ができないため、経済成長に与える全般的影響はそれほど大きくないと考えられます。

法人税

一般事項

法人税率の減税は予想されていたよりも早期に実施されることとなり、最終的にはさらに一段踏み込む形となりました。これは政府がより英国税制を競争力のあるものにしようと推進した結果によるものです。ただし、すべてのセクターが恩恵を受けるわけではありません。

法人税率が**2011年4月1日**より**28%**から**27%**へ引き下げられることが従来発表されていましたが、今回のそれは、さらなる引き下げとなり、当該日より**26%**へと引き下げられる予定です。**2014年**までには英国の法人税率は**23%**にまで引き下げられます。法人税率の引き下げは幸先のよいものではありませんが、英国税制の競争力および簡素化を推進するために他の政策と合わせて実施される必要があります。

当該税率の引き下げはオイル・ガス税制におけるリング・フェンスにまで及ぶものではなく、**30%**

のまま据え置かれます。また、オイル・ガス企業におけるサプライメンタリー・チャージは**20%**から**32%**へと増加し、これにより当該セクターの企業にとっては、極めて重大な増税になると思われます。税率の増加はまた(そのメカニズムはまだ定義されていないものの)、将来税率の不確実性を高めることになるかもしれません。とりわけ、投資リターンの減少は北海地域における追加投資に影響を与えるものと思われれます。

英国財務大臣は、銀行課税(Bank Levy)の増加により、法人税率の引き下げが銀行の総税金負担額を減少させるわけではないことを強調しました。これは英国税制の簡素化および競争力を改善し、ロンドンを世界の金融センターにするという政府の目的にそぐわないものです。

銀行課税の税率を改正したことによって、**2011年**から**2012年**の間に**4つ**の異なる税率が適用されることとなります。これは現在当該セクターが直面している複雑な税制を表しているといえます。

法人税改正プログラム

法人税の改正内容のいくつかには嬉しいものがあります。改正内容の多くは、昨年末に発表されていたものと重複するものでありますが、今回の審議の結果、若干の重要な改正事項があります。なお、無形固定資産に関する**CFC**の取り扱いについて言及されなかったことは残念です。

- **2012年**から導入されるファイナンスカンパニーに対する除外規定は**5.75%**の低税率での適用となる予定です(従前の発表では**8%**)。より広く適用しようとする**CFC**ルールの積極的な緩和が期待できます。即効性があり新

たな低税率により効用をもたらす単純なオフショア・ファイナンス・ストラクチャーを実施できる可能性があります。

- 企業買収の観点からは、**2011年1月1日**以後開始する事業年度から**CFC**の動機テストによる適用除外規定の適用を実質**3年間**とする改正は歓迎すべきものです。
- 海外支店免税規定は当初想定していたほど広範囲な適用にはならないかもしれません。支店形態と法人形態との税制を調整し、支店形態の進出をより実行可能にさせることを意図したものでありますが、海外支店免税規定の適用上、それを有効に活用するためには、グループのどこで利益が発生しているのか、不確実性を回避するためにはどこが英国税務当局からクリアランスをとる必要があるのかについて、よく検討する必要があります。

- 革新的な税制改正となる無形資産の改正—**2013年4月**より特許権の**10%**分離課税を含む—が確認されました。当該提案では、特許を受けた製品に組み込まれた、使用料(Royalty)および特許権料(Patent income)の双方が当該規定の対象となります。

全般的に今回の改正は広範囲に渡る影響を及ぼします。英国企業により保有されている海外事

業を有するすべてのグループ企業は新ルールを理解する必要があります。CFCルールは依然として存在するものの、従来の**CFC**免税規定は廃止される代わりに、新たらしく、かつ近代的な免税規定が導入されます。

改正**CFC**ルールは既存の配当免税制度、キャピタルゲイン免税制度、配当源泉税の**0%**および子損金算入に関する予測可能性の向上と対をなすものであり、持株会社の設立国地として英国はより魅力的になるものでしょう。

研究開発費

研究開発費に関して、とりわけ中小規模法人にとって、非常に魅力的な改正が出ました。中小規模法人の当該研究開発費に関わるレートが、2011年4月より200%に、2012年4月より225%に引き上げられます。

- 所得が発生している法人にとり、この改正は当期および来期では5%の節税額と同じ効果があります。
- 一方、欠損が発生している法人にとり、あたかもキャッシュバックが比例して増加するようになります(14%のリカバリーレートの変更に言及されていないため)。しかし、HMRCの意図は当初12.5%に引き下げ、225%となったときより低い値にさせることであると発言しています。

2012年から廃止されるとされるペイ・アズ・ユー・アーン(PAYE)および年金拠出(NIC)の損失を発生した法人への現金還元の抑制措置は(審議次第ではあるもの

の)、とりわけ小規模の事業者で大きな研究開発費を支出している企業が恩恵を受けることとなります。

上記両方の改正は欧州連合(EU)の承認次第であり、効力発生日は不確定(過去の改正では、当該効力発生日が同様の状況の下で遅れたこともあります)です。また、承認が与えられる前にいくつかの変更が生じる可能性もあります。

すべての企業にとって10,000ポンドの最低費用規定が撤廃されることは望ましい改正となります。すべての企業にとって顧客向けに実施された業務は、もしそれが顧客のR&Dプロジェクトの一環であっても、大企業の枠組みの中でのR&D費用として取り扱われることとなります。当該規定は、とりわけライフサイエンス分野における研究機関にとり、より有効なものとなります。しかし、政府が上記提案の詳細が明らかとなる2011年5月までは直近の審議に対する返答は行わない旨を発表したことは遺憾です。

耐用年数の短い資産

現行規定上、耐用年数の短い資産(Short life asset (SLA))に関する選択式の加速度償却は、資産を購入した年度末から4年以内に売却または除却する場合に、メリットが生じます。当該4年の規定は、法人税法上2011年4月1日以降、個人所得税法上2011年4月6日以降に取得された資産に関しては8年に延長されます。その耐用年数より長い多くの資産の減価償却に対して、より便益を与えようとするのが当該改正の意図となります。

しかし、SLAの選択は事務的負担を増加させ、当該選択に関して調査、準備、管理をするため実質的な作業量が増加します。取得後8年以内に売却または除却される資産は特にまれではなく、単純な加速度償却規定を採用しなかったのは遺憾です。

ビジネス・レイツ

小規模事業に適用されるビジネスレイツの免税期間が2012年10月1日から1年延長されたのは望ましい改正となります。

本政権期間中にオフィスエリアに移動する企業にとって100%ディスカウントレートは5年間にわたり275,000ポンドまで適用されます。本規定は小規模企業により魅力的な改正となります。高付加価値な製造会社に強く焦点を当て、そのエリアの中で、簡便なプロセス、超高速ブロードバンドおよび拡大された税務償却とあわせ、21地域の新しいオフィスエリアに適用される措置も望ましい改正です。発表された簡単な内容によると、企業のオフィスエリアへの誘致を奨励しているように見えます。オフィスエリア外の近隣付近から企業を単に呼び込むだけのものというリスクはあるものの、1980年代および90年代において、この種の規定は新規企業を一定のエリアに誘致するのに重要な役割を担っていたという実証もあります。しかし、詳細が明らか

になった後、本当の意味での価値が判明するものと思われます。

大変残念なことに、100%空室の場合のレートに関して何ら手当てが施されませんでした。

法人のキャピタルゲイン

小規模な改正が法人のキャピタルゲイン課税制度で提案されています。主にグループ脱退時の課税だけでなく再加入時の欠損金規定やバリュースフィティングあるいは価値を下げる取引における課税関係が改正の対象となっています。さらなる租税回避規定も含まれているものの、全体として企業にとってはこれら改正により便益を受けるものと思われます。とりわけ、複数の事業を有している会社が一事業部を売却する際、従来では深刻な課税が生じる可能性があったわけですが、当該改正により、この規制がほとんどの場合で緩和されうることとなります。ただし、無形資産の取り扱いに関して補足的な提案が依然としてされていないことは遺憾です。

雇用所得にかかる課税

英国政府は、従業員信託や生涯返済が行われない非課税ローン、その他雇用主負担の退職給付スキーム等の仕組みを用いて税金と社会保険料を回避する企てを阻止すべく対策を行うことを言及してきました。2011年4月6日より発効する改正規定により、年間およそ7億6千万ポンドの増税を見込んでいます。

これに先駆け2010年12月9日に公表された法案は非常に広範囲に及び、多くの租税回避を意図しない純粋な仕組みや取引をも対象としていたため、各方面より機能しないと批判されていました。今回の発表によれば、政府はこれらの意見を取り入れたとしています。改正規定が公表されるまでその詳細は明確ではありません。従来の年金スキームや従業員持株制度を保護するような変更については喜ばしいところですが、依然として日々の取引の多くが該当してしまうかも知れず、雇用主としては予期しない税コストが発生しないか注意を要するところです。

将来に繰り延べられ、業績不振の際には取り消される可能性のあるボーナスプランについては、多くの利害関係者が注目しているところです。上述のように当初の規定は非常に広範囲に及んでいたため、その現実性が疑問視されているものの（当初、従業員はボーナス支給前に一たとえそれが最終的に支払われなかったとしても一結果として52%の税金と社会保険料を支払う羽目になるところでしたが、新規定ではこの点についていくつかの免除規定が設けられる予定）、実際の規定がすべてのボーナスプランを対象としているか否かについてはそれが公になるまではわかりません。

今回の税制改正案では、引き続き環境にやさしい乗り物の利用促進に焦点が当てられており、現物給与に関する規定で、低排出車の選択に関する大きな改正は行われないと考えられます。

英国政府は、従業員信託や生涯返済が行われない非課税生涯ローン、その他雇用主負担の退職給付スキーム等の仕組みを用いて税金と社会保険料を回避する企てを阻止すべく対策を行うことに言及してきました。

個人所得にかかる課税

所得税と社会保険料の統合

所得税と社会保険料の統合に関する協議の告知は、将来の抜本的な改革の可能性を示唆しています。財務大臣はすでに年金生活者の状況など、所得税と社会保険料との単純な融合についての問題点を見越し、早急な改革は行わない旨示唆しています。両者の統合は実務の観点からは非常に理にかなったものと言えますが、ことの複雑さと取り組むべき課題を過小に評価すべきではなく、統合を完了するまで何年もの時間をかけることが賢明かも知れません。

短期的には、この2つの「租税」の課税対象について統一させるべき点が多々あります。同時に、財務大臣は社会保険料がその対象を年金受給年齢を超えた個人や、年金、預金および配当といった他の所得にまで拡大しないことを承認しています。

居住性と永住国

滞在期間が12年を超える居住者かつ非永住者（英国を永住国としない者）にかかる送金ベース課金について、3万ポンドから5万ポンドへの増額が提示されていますが、より大掛かりな改正が検討されていたという声もあります。政府の発表では、少なくとも本国会で非永住者の課税に関してこれ以上実質的な改正は行わないとしており、非永住者の取扱いには一定の確実性が得られたと捉えることができます。また、詳細については更なる協議の結果が公表される2011年6月までは未確定であるものの、非永住者による投資を目的とした送金への課税を廃止することで、英国への投資促進が期待されます。諸外国（特に米国）が送金ベース課金を租税と認めるか（すなわち同一の所得に課された税金として税額控除の対象とするか）否かについては依然として明らかではありません。

英国の居住者に該当するか否かの基準を明確にする法定の判定テスト導入については基本的に歓迎すべきものですが、最終的な規定がわかりやすく実務的にも運用しやすいものとなることが重要です。判定テストは6月に行われる協議を経て導入となりますが、これにより、個人の居住ステータス判定が当該個人（場合によっては雇用主）にとって、明確なものになることが期待されます。英国に短期で派遣された従業員の英国外勤務日数にかかる所得控除について改正は示唆されていません。これにより英国は駐在員にかかる税務において国際的な競争力を維持しています。

起業家への緩和措置

起業家にかかる緩和措置が拡大され、一定の事業資産もしくは株式の処分についてキャピタルゲイン税率を（最高税率28%から）10%まで軽減することが発表されました。生涯控除限度額についても2011年4月6日以降500万ポンドから1,000万ポンドに増額されますが、これは節税額の90万ポンドから180万ポンドへの増加を意味しています。また、起業家にかかる緩和措置についてはこれ以上の変更は加えられない旨が報じられていることも注目すべき点です。

所得税と社会保険の両者の統合は実務の観点からは非常に理にかなったものと言えますが、ことの複雑さと取り組むべき課題を過小に評価すべきではなく、統合を完了するまで何年もの時間をかけることが賢明かも知れません。

慈善事業への寄付

慈善事業への寄付促進のための施策については、慈善事業団体および寄付を行う者のいずれもが関心を寄せるところです。2012年4月6日以降、故人の純資産のうち10%以上を慈善事業に寄付した場合、相続税率が40%から36%に低減されます。これにより、更なる寄付行為の促進が見込まれます。

ギフト・エイドによる税優遇措置の年間上限が2011年4月6日以降、500ポンドから2,500ポンドに引き上げとなることにより、更なる寄付行為の促進が期待されます。同時に、年間5,000ポンドまでの小額の寄付については電子申告により寄付金認定を可能とする等、寄付金認定の事務手続きの簡素化についても議論が行われています。一方、SAドネートは廃止となり、これについては一部批判があるものの、実際の活用率が低い、また仕組み自体を悪用されやすいことがあげられており、政府は、これまでSAドネートに投じた資力をギフト・エイド制度の充実に集約するとしています。

ベンチャー・キャピタルへの緩和措置

小規模会社の資金調達援助についても促進されています。財務大臣はベンチャー・キャピタルへの税緩和措置の強化を提言しており、緩和項目の増加や対象とする企業規模の制限の緩和が検討されています。個人が一定の要件を満たす企業投資スキームに出資できる限度額を50万ポンドから100万ポンドに広げることで、企業の資金調達の大きな支援になると考えられています。この改正は、(その施行が12ヵ月後とはいえ)近年資金調達問題に直面しており、2006年導入の規制が過度に強すぎると主張していた多くの小規模企業には歓迎されるものでしょう。すべての改正点は国庫補助(State Aid)の承認を得なければならず、これが改正の施行が遅れる一要因とされているものの、すでに手続きが開始されたと解されています。

認可された企業投資スキーム(EIS)ファンドに与えられる税軽減率は、そのファンドが終了する日付によりこととなります。すなわち、2011年4月5日までに終了したファンドについては20%、2011年4月6日以降に終了したファンドについては30%となる予定ですので、認可された企業投資スキームのファンドマネージャーはファンドの終了を延期しようとするでしょうが、2011/12年度中に組成されたファンドを2010/11年度に繰り戻した場合には、適用率も30%ではなく20%になるため留意が必要です。

その取引の20%以上がfeed-in-tariff(再生エネルギーに関する特別助成金)、もしくはそれに相当するものからの受領により構成されている企業は、今後ベンチャー・キャピタル・トラスト(VCT)および企業投資スキーム(EIS)からの資金調達ができなくなります。これは、太陽光発電のみならずほとんどのグリーンエネルギーの供給会社に影響するものです。適用は企業への出資がいつ行われたかにより異なりますが、助成金を受け取っている企業はVCTやEISからの支援を受けるべきではないというのが本政策の意図となっています。

ギフト・エイドによる税優遇措置の年間上限が引き上げとなることにより、更なる寄付行為の促進が期待されます。

VAT、関税、間接税

低価格搬送品控除が 18 ポンドから 15 ポンドへ僅かに引き上げられたことは、小売の売上高にあまり大きな影響を与えることは予想されませんが、政府はこの限度額を一段と引き下げることが可能かどうか欧州委員会と検討中です。LVCRは企業のコスト軽減のため、EU全域に適用されている事務処理簡素化の措置です。

政府は DVD やコンタクトレンズといった各種の小売商品の販売に悪用されていると見ています。政府が負担する LVCR のコストは、過去 5 年間に年間 85 百万ポンドから 130 百万ポンドへと跳ね上がり、これは当措置の適用を受けるため、インターネットによるショッピングの増加、英国企業が業務を EU 以外へと移転させていることを反映しています。他の解決策がない場合、2012 年度の予算案の時点で、LVCR の負担額を再度検討する意向です。

営業用サンプルに係る VAT 規定は、長期間にわたって規制が厳し過ぎたため、現代のビジネス慣行にそぐわなくなっていました。マーケティングの目的でサンプルを配布する企業に救済措置が拡大適用され、過大納税した VAT が遡及的に還付できる可能性を示した欧州司法裁判所の判決を反映して、規制緩和が行われることは歓迎されています。

マーケティングの目的でサンプルを配布する企業に救済措置が拡大適用され、過大納税した VAT が遡及的に還付できる可能性を示した欧州司法裁判所の判決を反映して、規制緩和が行われることは歓迎されています。

低カーボンポリシー

ガソリン税

2011年4月からガソリン1リットル当たり5ペンスのガソリン税増加が予期されていた計画は延期され、代わりに1ペンスの値下げが実施されます。これは環境税の増加へのコミットメントとは反するようですが、個人や中小企業にとっては特に助けになることでしょう。しかし、ガソリン税は二酸化炭素排出による代償において既に他の燃料税をかなり超過するため、更なる環境税のターゲットとはならないであろうエリアです。

航空旅客税

航空旅客税（APD）を航空機ごとへの課税に改革するという提案は、国際法に反することになるため(政府が変更をロビー活動しているものの)、差し当たりは破棄されることとなりました。また、航空旅客税（APD）を少し増加する計画は来年まで延期されました。航空旅客税（APD）に関するその他の潜在的な変更について、税の簡素化を目的とした広範な協議が行われることとなります。現在4つのバンドがあり、協議ではこれを3つか2つに減らすことを提案します。税金の簡素化は通常歓迎されます；しかし、これは飛行の環境コストを税金として補足することを弱らせることにもなりかねません。これは、航空旅客税（APD）が実際に環境税であるか、または収入を上げるためのメカニズムであるかという根本的な問題を提起します。

排出権最低価格

電力セクターへの排出権最低価格の導入が広く予想されていました。正確な詳細や他のメカニズムとの相互関係はまだ明らかではありません。排出権最低価格は排出権価格の現在の市場予測と一致しているため、電力セクターに大きな追加費用を強いることなく、最低価格が投資家に確実性を提供するという妥当な見通しがあります。このメカニズムの詳細が、それが本当に最低価格であるか、またはむしろ追加税であるかを決定します。政府はそれが英国の競争力に悪影響を与えないように、これらの変更をどのように位置付けるかを慎重に考える必要があります。

グリーン投資銀行

グリーン投資銀行が利用可能な資金は3倍となり、30億ポンドとなります。政府はこれにより民間資本と合わせて180億ポンドの資金が2014/15年までに確保できることを見込んでいます。

また政府は、当該銀行は早くとも2015年までは借り入れをすることが許可されないこと、そしてその時でさえ、国家債務削減目標が達成されているという条件であることを明確にしました。増加は歓迎されるものの、英国は環境目標を達成するために依然として2000億ポンドのインフラ投資を必要としており、借り入れへの制約は補充の必要がある資金不足を強調することにつながります。民間セクターからの投資を奨励するためには、その他の政策もまた必要です。

政府はそれが英国の競争力に悪影響を与えないように、これらの変更をどのように位置付けるかを慎重に考える必要があります。

租税回避防止措置

政府は租税回避防止規定に取り組み税制の公平さを維持するための更なる計画の詳細を発表しました。この計画の核となるものが、租税回避の予防、発見および効果的なけん制に焦点を宛てた新しいHMRCの租税回避防止戦略です。

HMRCは租税回避に対抗するための訴訟の利用および最高裁前の最近の判決の詳細を定めるための意図を強化しました。HMRCは、ハイリスクな納税者、個人および法人に継続して力を注ぎ、リスクを認識するためにリレーションシップ・マネージド・アプローチを利用していくこととなります。

HMRCは2011年の夏に、租税回避スキームの利用者が獲得するであろういかなるキャッシュフロー便益も排除しようとする案を検討する予定です。どのようなアレンジメントがその対象となりうるのかについて、HMRCがどのように決定するのかは不明です。

HMRCは早期予防、けん制活動を目的として、租税回避スキームのディスクロージャーを更に押しすすめる予定です。まずは租税回避スキームの利用者の推進者による4半期通知制度がまずはその対象となります。

2011年10月31日までが政府への報告期限となっているGraham Aaronson QCを中心とした勉強会で一般的租税回避防止規定(a General Anti-Avoidance Rule (GAAR))も継続して検討されています。

特別な租税回避防止規定は以下の事項を含んでいます。

- 欠損金および未承認のユニットトラストに関する租税回避はとりわけハイリスクであるものとされ、2011年および2012年での審議および税制改正の対象となります。
- 会計上の未認識事項、グループミスマッチ(グループ内での税務上の非対称性)および機能通貨変更に関する租税回避に対抗するための規定が確認されました。デット・キャップルールおよび外国為替におけるタックスマッチングの変更は新たな租税回避防止規定というよりも現行規定の更なる強化ということになります。上記改正によりヘッジが困難となる投資会社では、会計上の機能通貨とは別の税務上の機能通貨を選択できる新たな規定は、有効的な手段となるでしょう。
- 3つの土地印紙税(stamp duty land tax (SDLT))の租税回避策もまた特別に閉ざされています。その上で、HMRCは、その後の調査および訴訟を伴う「再売却スキーム」に関し、過去に発表していません。今回の予算案では富裕層が所有する高価値な資産に関する租税回避問題に取り組むべき必要があると述べています。補足資料では詳しい説明がなくどのような行為が想定されているのか不明ではありますが、会社が所有する資産を売却するといった行為が対象になるかもしれません。

アドミニストレーション

OTSにより、時代に沿わないと見なされた控除は、**2011年**財政法において廃止されます。協議前提として**2011年**財政法で廃止される予定のものうち多くは、具体的な影響を及ぼす可能性はほとんどありませんが、深夜タクシーの免税などその他の廃止はいくつかのセクターやビジネスに大きな影響を及ぼすかもしれません。各企業は廃止される控除のうちどれが企業やその従業員に影響を与えるかを識別するために詳細に検討し、必要であれば政府に陳情しなくてはなりません。

中小企業に対するOTSレビューに応じて、**IR35**における異論の多い規制が施行される方法を改善することが表明され、独自の会社やパートナーシップを通して取引する多くの請負業者やフリーランサーに影響を与えます。スペシャリストヘルプライン、ガイダンスの改定、**IR35**フォーラムの提案は理解を向上させる助けになりますが、**IR35**の差し止めや廃止を希望していた人々にとっては期待はずれとなるでしょう。

2010年6月の政府の緊急予算では、税金の物価スライド制が**2012年4月**から**2015/16年**までに更なる**10億ポンド**をもたらすように、消費者物価指数（CPI）をどのように使えるかを見直すとして発表しました。**2012年4月6日**から、消費者物価指数（CPI）が小売物価指数（RPI）に代わり、すべてのNICのレート、限度額そして基準額の指数化基準となります。しかし、現議会の期間中、雇用者をコスト増から守るために、**2012年4月**から**2015/16年**まで、二次的国民保険料限度額は、CPIと比べ過剰にインデックス評価されており、RPIと同等に上昇し続けるでしょう。その他CPI基準が適用されるものは、**2012年**の**4月6日**から、個人預金口座（ISAs）とキャピタルゲインの年間控除です。

各企業は廃止される控除のうちどれが企業やその従業員に影響を与えるかを識別するために詳細に検討し、必要であれば政府に陳情しなくてはなりません。

その他の措置

不動産投資信託(REIT)制度の改正は、業界が予想していたよりもさらに一段と推し進められ、待ち望まれていた不動産市場の刺激策が取り入れられます。不動産の所有者およびリスティングに関する規制が簡素化されるだけでなく、REITの運用および理解を容易にするための一連の措置が導入されます。エントリー・チャージの廃止、手持現金の柔軟性の拡大に加え、これらの改正は明らかに当制度への新規参入者を奨励することに焦点が当てられてはいますが、既存のREITにとっても朗報と言えます。

他の措置では、居住用住宅全棟の購入者にはすべて、総額ではなく平均価格に適用される適正なSDLT率を基準にSDLTによる支払いを認めることになりました。この意図は、賃貸用居住不動産の購入によって投資を奨励することにあります。これは予想外で、合理的な租税回避防止措置が提案されているのであれば、賢明な策と言えますが、提案されている文言を慎重に検討、確認する必要があります。助成金をすでに必要としない住宅補助提供登録家主(Registered Social Landlord)にとっては、有利な提案と言えますでしょう。

1995年のOECDによる移転価格ガイドラインが、2010年に抜本的に改正されたことに伴い、移転価格税制が変更される予定です。変更を行わない場合には、バジェット・レッド・ブックで示されたように、英国移転価格税制と、新たなガイドラインを採用した条項とに不一致が生じることになります。これは移転価格に関し、一段と高い質の文書を作成するよう、企業に圧力がかかることになります。比較要素の分析および比較方法の選択と適用が新たに強化されるため、多くの企業にとってコンプライアンス・コストの負担が増加することになります。英国所得の減少を招くような企業内の再編成を予定している場合には、企業の組織再編成に関する新たな資料を必読すべきでしょう。

保険業界に対しても数多くの重要な発表が行われました。ポスト-ソルベンシーII生命保険税制に関するテクニカル・ノートが2011年3月23日に発表され、2011年4月にさらに諮問文書が発表される予定です。これは生命保険業界の課税にとり、過去20年間で最も重要な改正となります。税制の基本的な部分に変更されませんが、税額の算出方法が抜本的に変更されます。その結果、生命保険会社の納税額、納税時期が変更される予定です。当提案が保険事業および株主への還元に与える影響を十分に把握することが、保険会社の今後の課題となります。さらに生命保険および損害保険会社を対象とした具体的な措置も発表されました。

導入時期

財政的に中立の予算案を背景に、財務相は主に成長促進へ向けた幅広い一連の措置を発表しました。このうちいくつかは他の措置よりも即効性が期待できるものの、改革のための長期計画を策定することは歓迎されています。2011年のクリスマス前、少なくとも各条項の施行の3-4ヶ月前に法制化できるよう、財政法案の手続きを前倒しにする財務委員会の最近の提案については全く触れていません。これにより原法案の発表で見た利点がさらに一歩推し進められることとなります。

今回の2011年度税制改正案に関するご質問、あるいは詳細な情報に
関しては、下記の担当者までお問い合わせ下さい。

佐藤 穰治
+44(0) 207 213 5407
johji.sato@uk.pwc.com

金 保仁
+44(0) 207 804 6737
bo.in.kim@uk.pwc.com

杉山 裕一
+44 (0) 20 7804 0210
yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

福田 有紀子
+44 (0) 20 7804 9207
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

松本 健
+ 44 (0) 20 7213 3937
ken.y.matsumoto@uk.pwc.com

岩崎 音靖
+44 (0) 121 265 6607
onsei.x.iwasaki@uk.pwc.com

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、ブライスウォーターハウスクーパース、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。